

## 県立芸術劇場施設等利用許可申請書

許可番号 申請番号	練26 -	記入日	令和 年 月 日
--------------	-------	-----	----------

公益財団法人宮崎県立芸術劇場  
理事長 松坂 千尋 様

## 申請者

住 所	〒
( フ リ ガ ナ )	
団体名称	
( フ リ ガ ナ )	
代表者氏名	
電 話	

利用責任者  
(予約担当者)

( フ リ ガ ナ )	
氏 名	
電 話	

申請者と同じ

※法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入してください。

県立芸術劇場の施設等を利用したいので、県立芸術劇場規則第4条第1項の規定により次のとおり申請します。

行事の内容 練習の内容				
利用年月日	利用施設	利用時間	利用予定人数	施設利用料
令和 年 月 日から 令和9年3月31日まで	全練習室 ※上記練習の内容に関する会議等で利用する場合のミーティングルーム・和室	9:00～22:00	1回につき 人	
# 対象者	関係者のみ		小計	
入場料(最高額)	一		加算額	
付属設備等(※)の利用	<input type="checkbox"/> 有(別紙のとおり) <input type="checkbox"/> 無		付属設備利用料	
(注)	1 付属設備等(※)とは「付属設備、備品又は持込電気器具」のことをいいます。利用の有無は、該当する□に印をつけてください 2 「利用料金」の欄は、記入しないでください。			
利用料金		減額 合計		

利用当日に、館内案内への表示を希望します。

( 利用料を前日までに  
納入の方のみ表示 )はい  いいえ 

※上記、練習内容と団体名(個人の場合は氏名)を表示いたします。

インターネット予約サービスの利用を希望します。

はい  いいえ 

「はい」と答えた方はメールアドレスをご記入ください。

 登録済みアドレスを使用

メールアドレス :

@

事務局長	総務課長	施設利用課長	施設サービス係長	技術係長	関係職員	担当

## 県立芸術劇場施設（練習室）利用に係る同意書

1 県立芸術劇場施設等利用許可申請書に虚偽の記載がないこと及び利用の目的について、次のとおり誓約します。

- ① 利用の目的が特定の商品展示・販売又は販売促進に供するものでないこと。
- ② 講演会・トークショーなどの催しは行わないこと。  
※実演芸術においては、練習室の催事利用申請を行うことで利用可能となる場合があります。
- ③ 利用の目的が主として飲食ではないこと。
- ④ 利用全般に暴力的組織が関与していないこと。

2 施設等の利用にあたり、関係者に責任を持って次のとおり指示します。

- ① 参加者数を事前に把握し、不特定多数の参加ではないこと。
- ② レッスン料や入場料等の徴収をしないこと。
- ③ 所定の場所以外において、喫煙又は火気を使用しないこと。
- ④ 許可なく物品の販売・寄付金品の募集行為等をしないこと。
- ⑤ 許可なく壁・柱等に張り紙をし、又は釘類を打たないこと。
- ⑥ 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品もしくは動物（盲導犬等を除く。）の類を携帯する者を入場させないこと。
- ⑦ 使用許可のない附属設備等を利用しないこと。
- ⑧ 関係者の安全を確保すること。
- ⑨ その他、劇場職員の指示に従うこと。

3 他のホールや練習室に音が干渉する可能性がある練習内容に関しては、利用可能な室場に制限があることを了承します。

音の干渉対象となる施設：大練習室1・2、中練習室1・2、小練習室2・3  
制限対象となりうる練習内容：ロックバンド、管楽器、打楽器、フラメンコ等

4 利用時間内での入室・退室、後片付け、施設等の原状復帰及び鍵の返却を完了します。

5 施設及び附属設備等を損傷又は滅失したときは、速やかに届け出るとともに、生じた損害を賠償します。

6 公の施設に関する条例に基づく処分により利用者が損害を受けることがあっても、県及び劇場にその責任を求めません。

\* 本同意書は、公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）及び県立芸術劇場管理規則（平成5年宮崎県規則第47号）並びに県立芸術劇場の管理運営に関する基本協定書第2条第2項に基づく県立芸術劇場管理運営業務仕様書等を根拠に作成しています。

貴施設の利用にあたり、上記の事項に同意します。

また、同意事項を遵守せずに利用許可を取り消された場合、一切異議を申し立てません。

公益財団法人宮崎県立芸術劇場  
理事長 松坂 千尋 様

令和 年 月 日

〒  
住 所

ご署名（申請者又は予約担当者）

※必ず自筆でご署名ください。印字では受付できません。